

椎葉村交流拠点施設ものづくりラボスペース
管理運営事業者募集要項

椎葉村

令和5年12月

椎葉村交流拠点施設ものづくりラボスペース管理運営事業者募集要項

I. 募集の目的

椎葉村交流拠点施設は、椎葉村が持続し続けるために人材育成や地域活性化に資する取り組みを促進する施設として令和2年に設置された施設である。

施設は様々な機能を有しているが、当施設の機能や目的である地域活性化などに繋がる効果をより促進し、公の施設における地域等の活力を積極的に活用した管理を行う上での平等性を鑑み、「ものづくりラボスペース」の運営に関し、条例及び本要項により管理運営事業者を募集するものである。

II. 管理運営業務に関する事項

1. 対象施設の概要

(1) 名称

椎葉村交流拠点施設K a t e r i e ものづくりラボスペース

(2) 所在地

宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1829番地57番地

(3) 施設概要

構 造 鉄骨造 1階部分

建築面積 延床面積88m²

施設内容 ものづくりラボおよび倉庫（隣接）

施設設備 現地確認による

2. 管理の基準

指定管理者は、椎葉村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例及び椎葉村交流拠点施設管理運営規則に基づき管理運営を行わなければならない。

3. 運営事業者が行う業務

(1) ものづくりラボを通じた k a t e r i e の利用促進

来館者へのキーholdeーづくりなどの「ものづくり体験」実施等

(2) ものづくりラボを活用した地域活性化

木などの地域資源を活かした特産品の開発・制作・販売などの産業創出（収益事業）

(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務

常時、適切な維持管理を行う。

(4) その他村長が必要と認める業務

4. 管理運営の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

ただし、椎葉村が運営事業を継続する事が適当でないと認めたときは、協定を取り消しまたは期間を定めて運営事業の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。この場合、運営事業者に損害が生じても村はその責めは負わない。

5. 管理運営の経費に関する事項

（1）村は管理運営事業者に対して「管理料」を支払うものとする。

指定管理料は、別途協定書において定めるものとする。

（レーザーカッター、Shopbotの維持管理保守費用を含む。）

（2）管理運営事業者は施設の管理運営を行い、施設利用に伴う収入については管理運営事業者の収入とする。

ただし、レーザーカッター、3Dプリンタ、CNCルーター、ミシンの機器使用においては、使用時間に応じて椎葉村が定める使用料を椎葉村に納付するものとする。

（3）本施設の管理運営に係る経費は、光熱費等施設の保守的経費は椎葉村が支払う。また、施設の修繕および備品の購入または更新に係る事項については、協定書により定める。コピー機およびその他交流拠点施設で条例に定める使用料を徴収する定めのある利用に対しては使用料を村に納付するものとする。

（4）Ⅱの3に定める業務以上の業務を村が依頼する場合は、村が定める有償ボランティア（臨時講師）の費用を受託者および資材費等の実費を受託者に支払うものとする。

（5）管理運営事業者は当指定管理の対象施設に係る経費とその他の業務に係る経費を明確に区分して整理するものとする。また、村長が認める当該施設の適正な管理に必要と認められる事項についても、整理するものとする。

（6）経理のための会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

6. その他運営にあたっての注意事項

（1）管理運営事業者は、施設を使用するにあたり、常に良好な状態で使用するとともに目的以外の用途に使用することはできない。

（2）管理運営事業者は、施設の現状を変更しようとする場合は、事前に村と協議しなければならない。また、管理運営事業者は管理運営の期間が満了したとき、または協定を取り消されたときは、自己の責任において村の指定する期日までに使用施設を現状に回復しなければならない。

（3）管理運営事業者は、村と協定締結の後、運営事業を一括して第三者に委託させることはできない。ただし、業務の一部について予め村が認めた場合は、この限りではない。

（4）管理運営事業者は、使用期間中において施設及び設備等について損傷又は損失した場合、自己の責任において原状に復すものとする。

（5）公の施設であることを念頭に置き、公平な運営を行うこととし、特定の個人、団体等に有利あるいは不利になる運営を行わないこと。

(6) 運営事業者は、地方自治法、椎葉村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例ほか関係法令等を遵守すること。

7. 事業実績報告

(1) 運営事業者は、事業年度終了後30日以内に以下に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、村に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、協定を取り消されたときは、取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出すること。

〈事業報告書の内容〉

○運営事業の実施状況および利用状況（利用者数等）

○運営事業の収支状況

○その他運営の実態を把握するために必要な事項

(2) 村は、運営事業者の事業に対し、定期的にまたは必要に応じて臨時に報告を求め、実地を調査し、必要な指示をすることができるものとする。

III. 募集に関する事項

1. 公募及び選定スケジュール

(1) 募集から供用開始までの手順とスケジュール

①募集開始・申請受付	令和5年12月11日（月）から令和6年1月17日（水）
②質問書の受付	令和5年12月11日（月）から令和5年12月22日（金）
③質問書の回答	令和6年1月10日（水）
④選定委員会の開催	令和6年2月上旬
⑤選定結果通知 ※指定は議決後	令和6年2月中旬
⑥指定管理者の議決、通知	令和6年3月
⑦協定の締結処理	令和6年3月 ※締結日はR6.4.1
⑧運用開始準備	令和6年3月
⑨供用開始時期	令和6年4月1日（月）

2. 応募資格

(1) 資格要件

①指定管理者の公募に申請できる者は、本記載要項及び法令等を遵守し、かつ指定期間中に施設を安全円滑に管理運営することのできる法人その他の団体、または複数の構成員を有するグループ、及び個人。なお、支社等が申請する場合は、本社の委任状を要するものとする。

②次に掲げる各号に該当しない法人その他の団体、または個人であること。（グル

- ープ等の場合、構成員が該当する場合を含む。)
- ア. 税（国税、県税および市町村税）を滞納している団体および個人
 - イ. 椎葉村における一般競争入札等の参加を制限されている団体等
 - ウ. 手形または銀行取引停止処分がなされ、または支払い停止事由が発生し、これが改善しない団体等
 - エ. 差押え、仮差押えまたは仮処分がなされ、これが解消していない団体等
 - オ. 破産、会社整理または特別精算その他倒産等に関する法律の手続きについて申し立てがなされた団体等
 - カ. 会社更生、民事再生の手続きについて申し立てがなされ、この手続きが終了していない団体等
 - キ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定義する者が、実質的に経営等に関与している団体等
 - ク. 過去1年間、運営事業に係る行政処分を受けた者、また法律を遵守する管理体制を敷けない団体等

3. 申請書類の提出

(1) 申請書類の受付

①受付期間

令和5年12月11日（月）から令和6年1月17日（水）までの間とし、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、火、土、日曜日及び祝祭日は除くものとする。

②受付場所

椎葉村役場 地域振興課 交流拠点施設グループ（椎葉村交流拠点施設k a t e r i e内）

③受付方法

申請書類一式を、持参・郵送による提出のみ受付するものとする。FAX、電子メールでの受付は一切行わない。

(2) 申請書類

申請書類は、原本1部を提出するものとする。

①指定申請書

②事業計画書

③管理運営に係る収支計画書

④誓約書

⑤委任状

⑥定款（法人及び任意団体）

⑦法人登記簿謄本（法人のみ）

○事務局

宮崎県椎葉村 地域振興課 交流拠点施設グループ

住所：〒883-1601 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1829番地70

TEL：0982（67）2177